

平成25年(行ヒ)第383号上告受理申立事件
上告人兼申立人 深沢洋子ほか32名
被上告人兼相手方 東京都知事ほか4名

証 拠 説 明 書(甲A23)

最高裁判所 第一小法廷 御中

申立人ら訴訟代理人弁護士

同 弁護士

号 証	標 目	(原本・ 写の別)	作 成 年 月 日
甲A23号証	論文「伊方原発訴訟最高裁判決と事案解明義務」	写	平成6年5月
	立 証 趣 旨		
	<p>本書証は、木川統一郎博士古稀祝賀の「民事裁判の充実と促進 る、竹下守夫一橋大学教授の論考である。著者によれば、この論考 高裁判決の、原子炉設置許可処分²の適法性審査における主張、立 立証の必要性に関する見解が、この事案解明義務の考え方によっ よく根拠付けることができることを明らかにし、その上で、最高裁の認 要件と効果を確定し、あわせて今後の展望として、その射程範囲を る」との意図の下に作成されたものである。そして、この伊方最高裁² り、事案解明義務による挙証責任の配分の調整がなされる事案は、 ず、①主張・立証責任を負う当事者側については、これらの当事者 ら物理的に隔離され、事案解明のための資料を入手しえず、かつ、 質から、自己の請求を理由づける具体的主張を主張・立証し得ない の相手方については、事件の事案を解明するために十分な資料を いるのが、他人に重大な危険をもたらす可能性のある自己の行為の 主張・立証責任を負う当事者側の主張が一応納得しうるものである。 提供がなされている場合には、民事訴訟にも射程は広げられるべき る。そして、この射程が広げられてよい事件の例示としては、「ダム建 関する環境訴訟」などが挙げられているところである。</p>		

平成26年8月13日

高橋利明代

谷合周三

作成者
竹下守夫一橋大学教授

中巻」に搭載されている「伊方原発訴訟最終責任ないし主張、て、はじめて理論的に認める事案解明義務の深ろうとするものであ判決の射程は、つま行政訴訟だけに限ら、事件の事実経過か事件の専門技術的性事情があること、②そ有し、また、争われて適否である場合、③ことを示す手掛かりのこの論旨となってい建設等各種開発事業に